

2023年8月19日
弁護士法人東京新橋法律事務所
代表弁護士 前田祥夢

弊所WEBサイトにおける解決事例の記載について

弊所WEBページに掲載しております弊所の解決事例と、他事務所様の解決事例が酷似していた件（以下「本件」といいます）につきまして、以下の通り、ご報告致します。

この度、SNS上における多くの方々から、弊所WEBページに掲載しております弊所の解決事例と、他事務所様の解決事例が酷似している旨のご指摘を賜りました。

そこで、改めて当事務所において調査しましたところ、本件の発覚に至りました。

弊所WEBページ作成にあたりましては、外部の制作会社に対し、弊所の過去の実績を提供し、それを元にWEBページの作成を依頼しております。

そのため、弊所から即時に当該制作会社及び当該他事務所様に対し、抗議及び解決事例の記載の削除の申入れを行いました。

現在、当該他事務所様において、弊所と酷似した解決事例の記載は削除されております。

なお、本件に関しましては、当該制作会社及び他事務所様との協議の結果、弊所にて本件に至る経緯を説明する運びとなりましたため、ご報告に及んだ次第です。

弊所を信頼し、ご依頼して頂いているクライアントの皆様方には多大なるご心配をおかけ致しましたことを、心よりお詫び申し上げます。